答申第6号

答 申

「ストーカー規制法等の解釈及び運用上の留意事項に関する文書」部分公開決 定案件

第1 審査会の結論

平成23年3月1日付けで愛媛県警察本部長(以下「実施機関」という。) が行った部分公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成23年2月16日、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について(平成21年4月3日付け生企第436号)(以下「本件文書」という。)外3件の公文書について公開請求を行った。

2 本件開示請求に対する処分

実施機関は、平成23年3月1日、本件文書について、条例第7条第2項第4号及び第6号の規定に該当する公開をしない部分があるとし、部分公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、本件処分の取消しを求め、平成23年5月30日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、愛媛県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び実施機関の理由説明書に対する反論書において主張する審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件文書には、元となった公文書が存在している。その公文書は、平成 21 年 3 月 30 日付けで、警察庁生活安全局長から各都道府県の長あてに出された「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について(通達)」である。
- (2) 実施機関に対して行ったように、審査請求人は、各都道府県に対して

も同じように公文書公開請求を行っている。審査請求人が調べた範囲によると、各都道府県は、警察庁の通達が出された3月30日の後、4日から2週間以内に、各所属長あてに、同じ題目で通達を出している。

各都道府県の担当者は、自分たちが出した通達は、「警察庁の平成 21 年 3 月 30 日付けの通達を受けて作成したもの」であることを認めている。 愛媛県警察本部も同様である。

- (3) 本件文書は、複数箇所に非公開部分があるが、大元の警察庁の通達は、 すべてが公開されており、非公開部分はないのである。
- (4) 実施機関は、「当該情報を開示すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が公開された情報を悪用するおそれがある」「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」「警察事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる」などと弁明し、一部を非公開としたが、大元の公文書に非公開部分が全くないのだから、それに基づいて作成された公文書に非公開部分があること自体が不自然であり、意味がないものである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する部分公開決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 条例の定め

- (1) 条例第7条第1項では、公開義務について実施機関は、公開請求があった場合、公文書を公開しないときを除き、当該公開請求に係る公文書を公開しなければならない旨、同条第2項では、非公開情報が記録されている公文書については公開しない旨、それぞれ規定している。
- (2) 条例第8条第1項は、実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非 公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている 部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分 につき公開しなければならない旨、部分公開について規定している。
- (3) 公文書の公開請求があった場合に、非公開とする情報は条例第7条第

2項各号で具体的に規定されているところ、同第4号の趣旨は、「公共の安全等に関する情報」について、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由がある情報については、非公開とすることを定めたものである。」とされている。また、条例の解釈及び運用基準は次のとおりとされている。

ア 本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

したがって、法令違反の調査、取締り、許認可、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、個別案件が犯罪の予防・捜査等に該当することがあり得ることは別として、一般的には本号には該当せず、第6号により、公開・非公開が判断されることになる。

- イ 「犯罪の予防」とは、犯罪行為を未然に防止することをいう。
- ウ 「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、 犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させること をいう。
- エ 「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提 起などのために犯人及び証拠を発見、収集、保全する活動をいう。
- オ 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は 捜査、公訴の維持及び刑の執行には該当しないが、平穏な社会生活、 社会の風紀又はその他公共の秩序を維持することをいう。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防、捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防、捜査に密接に関連する破壊的団体の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

カ 「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の 理由がある情報」と規定しているのは、公にすることにより、犯罪の 予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かを審理・判断するのが適当であることを明確にしたものである。

- キ 本号に該当する情報としては、次のようなものがある。
 - (ア) 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報
 - ・麻薬覚醒剤協力調査に関する情報
 - (4) 犯罪の捜査等の手法、技術、体制等に関する情報
 - ・犯罪捜査等に用いる機材等の性能に関する情報
 - (ウ) 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
 - ・犯罪等の情報提供者及び情報提供の内容が特定される情報
 - (I) 犯罪目標となることが予想される施設の所在や警備の状況に関する情報
 - ・火薬庫台帳
 - (オ) 被疑者、被告人の留置、勾留に関する情報
 - ・留置人名簿等留置事実が特定される情報
- (4) 条例第7条第2項第6号の趣旨は、「事務又は事業に関する情報」について、「本号は、公にすることにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開とすることを定めたものである。」とされている。また、条例の解釈及び運用基準は、次のとおりとされている。
 - ア 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。
 - イ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどう

かを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず 実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も 単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される ものであることに留意する必要がある。

ウ 条例 7 条第 2 項第 6 号の「ア」から「オ」までの事務又は事業ごとに掲げた支障は、典型的な支障を記述したものであって、当該事務又は事業における公にすることによる支障は、これらに限定されるものではなく、公にすると、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件に該当するときには非公開とされるものである。

2 本件対象文書

本件対象文書は、5年保存の通達文書で、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)で規定する各種違法行為に関する法律の解釈及び運用要領を示したものであり、司法手続の法律違反として検挙する際の違法行為の認定基準のほか、警告等の行政手続に関する基準を示している文書である。

3 本件対象文書の公開をしない部分及び公開をしない理由

- (1) 条例第7条第2項第4号に定める「公共の安全等に関する情報」が記載されている非公開部分
 - ア 第2の1(3)アの4行目から8行目まで

当該部分には、ストーカー規制法第2条第1項第1号で定める、「住居等の付近において見張りをする」行為に関して、違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載している。

この部分に記載している情報を公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制法の「見張り」行為に当たらない方法での嫌がらせ行為を容易にするおそれがあることから、条例第7条第2項第4号に定める「公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼすお

それがあると認められ、非公開としたものである。

イ 第2の1(3)アの10行目から13行目まで及び16行目から20行目まで

当該部分には、ストーカー規制法第2条第1項第1号で定める、「住居等に押し掛ける」行為に関して、違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載している。

この部分に記載している情報を公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制法の「押し掛け」行為に当たらない方法で、申出者方を訪ねる等の行為を容易にするおそれがあることから、条例第7条第2項第4号に定める「公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼすおそれがあると認められ、非公開としたものである。

ウ 第2の1(3)イの9行目から13行目まで

当該部分には、ストーカー規制法第2条第1項第2号で定める、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げる」行為に関して、 違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載している。

この部分に記載している情報を公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制法の「その行動を監視していると思わせるような事項を告げる」行為に当たらない方法での嫌がらせ行為を容易にするおそれがあることから、条例第7条第2項第4号に定める「公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼすおそれがあると認められ、非公開としたものである。

エ 第2の1(3)ウ(ア)の5行目から14行目まで、同(イ)の3行目から9行目 まで及び同(ウ)の5行目から8行目まで

当該部分には、ストーカー規制法第2条第1項第3号で定める、「面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求する」行為に関して、違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載している。

この部分に記載している情報を公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制法の「面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求する」行為に当たらない方法での義務のないことを行うことの要求行為等を容易にするおそれがあることから、条

例第7条第2項第4号に定める「公共の安全と秩序の維持」に支障を 及ぼすおそれがあると認められ、非公開としたものである。

オ 第2の1(3)エの7行目から11行目まで

当該部分には、ストーカー規制法第2条第1項第4号で定める、「著しく粗野又は乱暴な言動をする」行為に関して、違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載している。

この部分に記載している情報を公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制法の「著しく粗野又は乱暴な言動をする」行為に当たらない方法での嫌がらせ等を容易にすることから、条例第7条第2項第4号に定める「公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼすおそれがあると認められ、非公開としたものである。

カ 第2の1(3)オ(4)の3行目から6行目まで

当該部分には、ストーカー規制法第2条第1項第5号で定める、「連続して電話やファクシミリを送信する」行為に関して、違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載している。

この部分に記載している情報を公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制法の「連続して電話やファクシミリを送信する」行為に当たらない方法での連続電話等の行為を容易にするおそれがあることから、条例第7条第2項第4号に定める「公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼすおそれがあると認められ、非公開としたものである。

キ 第3の2(2)の8行目から47行目まで

当該部分は、ストーカー規制法第2条第2項における「つきまとい 等の反復のおそれ」、同法第3条における「身体の安全、住居等の平穏 若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚え ていること」及び同法第4条における「警告」に関しての具体的な認 定基準を記載している。

この部分に記載している情報を公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が相手に不安を覚えさせない方法をとることを容易にするおそれがあることから、条例第7条第2項第4号に定める「公共の

安全と秩序の維持」に支障を及ぼすおそれがあると認められ、非公開 としたものである。

ク 第7の1の4行目から13行目まで

当該部分は、ストーカー規制法第 13 条のストーカー行為罪としての 検挙基準を記載している。

この部分に記載している情報を公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が検挙されない程度の行為や防衛措置を講じることを容易にするおそれがあり、条例第7条第2項第4号に定める「公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼすおそれがあると認められ、非公開としたものである。

(2) 条例第7条第2項第6号に定める「事務又は事業に関する情報」が記載されている非公開部分

第3の2(1)の5行目から41行目まで

当該部分は、条例第7条第2項第6号に定める「事務又は事業に関する情報」が記載されている部分である。

ストーカー規制法第4条第1項において、「警察本部長等は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出にかかる前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。」と規定し、さらには、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号)第1条において、「ストーカー規制法第4条第1項の申出(以下「警告の申出」という。)の受理は、警告申出書の提出を受けることにより、行うものとする。」旨規定し、行政手続として、つきまとい等の被害者からの警告の申出を受けて警告を実施することとしている。

当該非公開部分には、警告の申出の受理に関する基準、引継、警告 すべき期間、警告又は仮の命令の実施及び警告の申出書等の送付に関 する情報が記載されており、当該情報は、法令違反の調査、取締りの いわゆる行政手続に関する情報であることから、条例第7条第2項第6号により公開・非公開を検討した結果、当該情報を公開すれば、ストーカー規制法に規定する警告等の行政手続に関する事項が明らかとなり、違法行為を敢行しようと企図する者が公開された情報を悪用して、警告等の手続を困難にするなど、つきまとい等の違法行為を容易にするおそれがあると認められ、ストーカー行為等の規制等に係る警察事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから非公開としたものである。

4 結論

以上のとおり、本件公開決定は適法、正当な処分である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件文書について

本件文書は、「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について(関係者回覧)」(平成21年4月3日付け生企第436号)である。

警察庁通達により、同法等の解釈及び運用の見直しが行われたことから、各所属長あてに本部長名で発出されたものである。

審査会は、処分庁に本件文書の起案文書及び警察庁通達「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について(通達)」(平成21年3月30日付け丙生企発第31号)の提示を求め見分した結果、本件文書は、各所属において適正な運営が図られるよう警察庁通達に従い本部長の責任において作成され、施行されたものであることを確認した。

なお、本件文書のうち、「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について」の内容は、警察庁通達の趣旨を踏まえたもので、警察庁では、そのホームページで当該通達の概要を公表している。

2 本件処分について

処分庁は、本件処分において、本件通達の第3の2(1)の5行目から41行目までについては「事務事業に関する情報であり、当該情報を公開すると事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」ため条例第7条第2項第6号に該当するものとして非公開としている。

また、第2の1(3)アの4行目から8行目までの外その他の非公開部分については、「犯罪の予防、捜査に関する情報であり、当該情報を開示すれば、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。」との理由から同条同項第4号に該当するものとして非公開としている。

3 非公開部分の非公開情報該当性等について

(1) 警察庁通達の公開性について

審査請求人は、前記第3(4)のとおり「大元の公文書に非公開部分は全くない」ことを理由に、本件処分において「非公開部分があること自体が不自然であり、意味がない」旨主張している。

審査会では、警察庁通達の全文が一般に公開されているものか検討するため、処分庁に聴き取りしたところ、「開示・非開示部分について警察庁に確認したところ、その扱いは各都道府県の条例に基づいて検討すること」との回答を得て検討を行ったとのことである。

さらに、審査会では、審査会事務局職員をして念のため警察庁通達 についてインターネット上の情報も含め確認させたが、概要が公開さ れているのみでその全文が一般に公開されていることを窺わせる事実 は認められなかった。

そのため、審査会では、警察庁通達の全文は一般には公開されていないものと判断した。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

条例第7条第2項柱書きにいう公開請求があった場合にも公開しない情報のうち「公共の安全等に関する情報」については、犯罪の予防、 鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の 理由がある情報(同項第4号)とされている。

同号にいう「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることに つき相当の理由がある情報」については、犯罪の予防、鎮圧、捜査等 の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、その 性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門 的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるため、司法審 査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどう かについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性 を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かを審理・判断 するのが適当である(「解釈・運用基準」)ことからこのような規定振 りとしているものである。

したがって、審査会では、実施機関の裁量権を第一義的には尊重して判断するものである。

ア 第2の1(3)アの4行目から8行目まで

当該部分は、ストーカー規制法第2条第1項第1号にいう「住居等の付近において見張りをする」行為に関し、違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載していると認められる部分である。

当該部分について検討したところ、公開することにより、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制法の「見張り」行為に当たらない方法での嫌がらせ行為を容易にするおそれがあるとの処分庁の説明には相当の理由があると認められる。

イ 第2の1(3)アの10行目から13行目まで及び16行目から20行目まで

当該部分には、ストーカー規制法第2条第1項第1号で定める、「住居等に押し掛ける」行為に関して、違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載している。

当該部分について検討したところ、この部分に記載している情報を 公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制 法の「押し掛け」行為に当たらない方法で、申出者方を訪ねる等の行 為を容易にするおそれがあるとの処分庁の説明には相当の理由がある と認められる。

ウ 第2の1(3)イの9行目から13行目まで

当該部分には、ストーカー規制法第2条第1項第2号で定める、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げる」行為に関して、 違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載している。

当該部分について検討したところ、この部分に記載している情報を 公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制 法の「その行動を監視していると思わせるような事項を告げる」行為 に当たらない方法での嫌がらせ行為を容易にするおそれがあるとの処 分庁の説明には相当の理由があると認められる。

エ 第 2 の 1 (3)ウ(ア)の 5 行目から 14 行目まで、同(イ)の 3 行目から 9 行目 まで及び同(ウ)の 5 行目から 8 行目まで

当該部分には、ストーカー規制法第2条第1項第3号で定める、「面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求する」行為に関して、違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載している。

当該部分について検討したところ、この部分に記載している情報を 公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制 法の「面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求する」行 為に当たらない方法での義務のないことを行うことの要求行為等を容 易にするおそれがあるとの処分庁の説明には相当の理由があると認め られる。

オ 第2の1(3)エの7行目から11行目まで

当該部分には、ストーカー規制法第2条第1項第4号で定める、「著しく粗野又は乱暴な言動をする」行為に関して、違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載している。

当該部分について検討したところ、この部分に記載している情報を 公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制 法の「著しく粗野又は乱暴な言動をする」行為に当たらない方法での 嫌がらせ等を容易にするとの処分庁の説明には相当の理由があると認 められる。

カ 第2の1(3)オ(4)の3行目から6行目まで

当該部分には、ストーカー規制法第2条第1項第5号で定める、「連続して電話やファクシミリを送信する」行為に関して、違法行為としてとらえるべき具体的な認定基準を記載している。

当該部分について検討したところ、この部分に記載している情報を公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が、ストーカー規制法の「連続して電話やファクシミリを送信する」行為に当たらない方法での連続電話等の行為を容易にするおそれがあるとの処分庁の説明には相当の理由があると認められる。

キ 第3の2(2)の8行目から47行目まで

当該部分は、ストーカー規制法第2条第2項における「つきまとい等の反復のおそれ」、同法第3条における「身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えていること」及び同法第4条における「警告」に関しての具体的な認定基準を記載している。

当該部分について検討したところ、この部分に記載している情報を 公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が相手に不安を覚え させない方法をとることを容易にするおそれがあるとの処分庁の説明 には相当の理由があると認められる。

ク 第7の1の4行目から13行目まで

当該部分は、ストーカー規制法第 13 条のストーカー行為罪としての 検挙基準を記載している。

当該部分について検討したところ、この部分に記載している情報を 公開すれば、違法行為を敢行しようと企図する者が検挙されない程度 の行為や防衛措置を講じることを容易にするおそれがあるとの処分庁 の説明には相当の理由があると認められる。

以上のことから、上記ア~クについては条例第7条第2項第4号に該当するものとして、「公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼすおそれがあるとの理由を付し非公開とした処分庁の判断は妥当と認められる。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項柱書きにいう公開請求があった場合にも公開しない情報のうち「事務又は事業に関する情報」については、県の機関、国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、例示されているもののほか、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(同項第6号)とされている。

なお、同号にいう「事務又は事業に関する情報」については、「当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含む」とされ、また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される(「解釈・運用基準」)ものである。

イ 第3の2(1)アの5行目から41行目までについて

当該部分には、ストーカー規制法第4条第1項の規定に基づきストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号)第1条で定める「警告の申出の受理」に関し、その基準、引継、警告すべき期間、警告又は仮の命令の実施及び警告の申出書等の送付に関する情報が記載されている。

これらの情報は、法令違反の調査、取締りのいわゆる行政手続に 関する情報である。

当該情報について検討したところ、当該情報を公開すれば、違法 行為を敢行しようと企図する者が公開された情報を悪用して、警告 等の手続を困難にするなど、つきまとい等の違法行為を容易にする おそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第2項第6号に該当するものとして、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由を付し非公開とした処分庁の判断は妥当と認められる。

4 本件処分の妥当性について

本件公開請求について、条例第7条第2項第4号又は第6号に該当するものとして部分公開とした本件処分は、以上のとおり妥当と認められることから、結論のとおり判断した。

第6 審査会の審議の経過等

当審査会の審議の経過等は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容				
平成 23 年 11 月 28 日	諮問				
同年 12 月 5 日	実施機関に理由説明書の提出を依頼				
同月 27 日	実施機関から理由説明書を受理				
平成 24 年 1 月 4 日	審査請求人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼				
同月 23 日	審査会(第1回審議)				
同年 2 月 27 日	審査請求人から反論書を受理				
同年3月5日	実施機関に反論書を送付				
同月 21 日	審査会(第2回審議)				
同年 6 月 15 日	審査会(第3回審議)				

答申に関与した委員(五十音順)

	氏	名		現職	備	考
妹	尾	克	敏	松山大学法学部教授	会	長
武	田	秀	治	弁護士		
豊	島	徳	子	人権擁護委員		
松	井	名	津	松山大学経済学部教授		
光	信	_	宏	愛媛大学法文学部教授		